

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかしながら、私の国民年金については、父親が加入手続を行い、私が再婚するまでの国民年金保険料は申立期間を含め父親が納付してくれた。また、父親から手渡された「国民年金被保険者納付記録について」と題する書類によると、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

以上のことから、申立期間について、調査の上、記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、再婚するまでは両親と住所が同じであり、父親が申立期間を含め私の国民年金保険料を納付してくれた。」と供述しているところ、申立人が所持するA市町村（現在は、B市町村）役場国民年金係名で昭和51年6月26日付けで作成された「国民年金被保険者納付記録について」と題する書類によると、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる上、申立人の両親は、国民年金制度発足当初の36年4月から60歳到達の前月までの保険料を全て納付していることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間前の昭和46年8月から同年12月までの期間、47年3月から同年7月までの期間及び48年7月から49年1月までの期間並びに申立期間後の50年7月から51年1月までの期間（全て厚生年金保険被保険者期間）について、国民年金保険料の還付処理が行われていることが確認でき、当時、申立人が厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、父親は継続して申立人の保険料を納付していたものと推認できることから、父親が申立人の申立期間に係る保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る平成16年12月28日の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月28日

私の厚生年金保険の記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除が確認できる賞与明細（賃金台帳）を事業主が提出するので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細（賃金台帳）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細（賃金台帳）において、平成16年12月28日付けで、申立人に対し、賞与が《賞与支給総額》（別添一覧表参照）支給されていることが確認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細（賃金台帳）において事業主が控除したと確認できる保険料控除額から、《標準賞与額》（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添一覧表

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準 賞与額	賞与 支給総額
832		女	昭和47年生		7万8,000円	8万円
833		男	昭和36年生		9万8,000円	10万円
834		男	昭和48年生		7万8,000円	8万円
835		女	昭和52年生		7万8,000円	8万円
836		男	昭和32年生		9万8,000円	10万円
837		男	昭和44年生		7万8,000円	8万円

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月12日から36年3月2日まで  
② 昭和36年3月2日から同年4月6日まで  
③ 昭和36年4月6日から同年9月26日まで  
④ 昭和36年9月26日から37年2月2日まで  
⑤ 昭和37年6月1日から38年1月6日まで  
⑥ 昭和38年2月1日から39年2月1日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間①から⑥までについて、昭和43年12月26日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が無いので、申立期間①から⑥までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格を最後に喪失した日から約4年11か月後の昭和43年12月26日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は昭和43年12月26日に支給決定されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は40年5月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、A社における被保険者資格を最後に喪失した日前に勤務した8事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が9事業所の被保険者期間のうち、8事業所の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年6月までの期間及び同年9月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から47年6月まで  
② 昭和47年9月から48年12月まで

社会保険事務所(当時)からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和49年1月に結婚するまでは、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずなので、申立期間①及び②について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月2日に払い出されていることが確認できるところ、これ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、この頃に初めて国民年金の加入手続きが行われたものと推認できる上、申立人は、「父親から、私の国民年金の加入手続きの詳細については聞いていない。」と供述しており、申立人から、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続きの状況について供述は得られなかった。

また、申立人は、「私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、父親が納付してくれた。父親は、3交代勤務だったので、平日の日中に保険料を納付していた。」と供述しているものの、国民年金保険料の納付方法及び納付場所等についての具体的な供述は無い上、上記の加入手続きが行われた時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については確認することができない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から57年3月まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかしながら、私の国民年金について、私が大学を卒業した後の昭和53年4月頃、母親が加入手続を行い、国民年金保険料は、私が59年1月に結婚するまでの間、申立期間を含め母親が家族の保険料と一緒に毎月集金人に納付してくれていたはずなので、調査の上、記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年2月16日に払い出されていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者に係る資格取得日の状況から、申立人の国民年金の加入手続は同年1月に行われたものと推認できる上、上記払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の加入手続が行われた時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、当該期間以外については、現年度納付及び過年度納付により、保険料を納付することが可能であるものの、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の母親は、「家族の国民年金保険料は、毎月集金人に納付した。何か月分もまとめて保険料を納付したことはない。」と供述している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は、「私は、長男（申立人）の国民年金の加入手続を行った記憶は無いので、加入手続は、お父さん（申立人の父親）が行ってくれたと思う。」と供述している上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとされる集金人及び申立人の父親は既に死亡

していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立期間は48か月に及んでおり、その間、A市町村及び社会保険事務所（当時）において、国民年金保険料の収納記録における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月から同年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)から、申立期間について厚生年金保険被保険者記録は見当たらない旨回答をもらった。

しかしながら、私は、A養成所を卒業した昭和20年1月から同年4月に次の事業所で勤務するまでの約3か月間、当時B関連工場であったC社(現在は、D社)E工場でF機械等のG部品製造の仕事に就いていた。

申立期間について、厚生年金保険に加入しているはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する申立期間当時のC社E工場における戦時下の秘匿名及び業務内容等に係る供述が、複数の同僚の供述と一致していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、同社同工場において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社は、「資料が残っていないため、当時の状況については、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、C社E工場における同僚の氏名を記憶していない上、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が有り、連絡先が確認できた同僚14人に照会したところ、回答が得られた6人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述は得られなかった。

さらに、C社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記回答が得られた同僚のうち1人が申立期間において同社同工場で勤務していたと記憶する同僚について、厚生年金保険被保険者記録は見当たらず、D社は、前述のとおり回答していることから、当時の同社同工場における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、氏名検索したものの、申立人のC社E工場における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。